



第6章

共に考え行動する まちづくり

- 第1節 協働の推進
- 第2節 地域コミュニティ
- 第3節 プロモーションと広報広聴
- 第4節 人権・男女共同参画・多文化共生
- 第5節 行政運営
- 第6節 財政運営
- 第7節 定住自立圏・広域行政

【基本計画】第6章 共に考え行動するまちづくり

第1節 協働の推進

●施策が目指す将来の川辺町

- 町民の自主的な活動への参加が盛んになり、活動団体が増えています。
- 地域の様々な課題の解決やまちづくりが、協働により進められています。

●現状と課題

- 成熟社会を迎え、町民の自主的な活動に取り組む意識が高まり、経験を重ねて「地域力」が高まりつつあります。また、行財政事情はますます厳しくなることが予想され、多様な町民ニーズに行政のみで対応することは困難になっており、協働によるまちづくりが不可欠になっています。
- 本町においても、国体ボート競技の開催などを契機として、町民や子どもがボランティアに参加する意識が高まってきました。また、今後増加する退職者の生きがいとして社会に自主的に貢献する活動の機会を提供することが、ますます重要になってくると考えられます。
- 本町は都市部とは異なり、地域に強く結びついた自主防災組織、見守り隊などの活動が行われていますが、若者、退職者などの新たな活動については少なく、活動を振興し団体を育成することが課題です。
- これからの行政運営は、協働による施策・事業の推進が不可欠になることから、町民との合意のもとに、協働を進めるためのルールなどを明らかにすることが必要です。
- 町政の運営については、行政も情報を町民に積極的に公開していくなど説明責任を果たし、また、町民からの情報提供も得ながら、協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
まちづくりの進め方で住民主体・協働で進めるべきという人の割合（％） * 住民意識調査	45.6%	50.0%	55.0%
住民の町政への参画機会の充実についての満足度（％） * 住民意識調査	44.3%	50.0%	55.0%

●主要施策

(1) 町民活動団体の育成

①町民活動団体の育成

町民の自主的な活動の実態とニーズを把握の上、町民などを対象とした講座などを開催して、活動団体の育成を図ります。また、団体が集いやすい場の確保や、団体同士の情報交換の拠点づくりに努めます。

②町民団体の活動の支援

多様な町民活動を育成・支援するため、地域の課題に対応する活動を募集すると共に、自主的なまちづくり活動に対する補助や助成金確保など、資金面の支援を行います。

●関連施策

(1) 協働のためのルールづくり

①協働のためのルールづくり

地域課題に対応する具体的な取り組みを進めるために、町民と行政との基本的な姿勢や、活動の推進についてのルールやしきみなどについて、協働推進の計画や条例などにより定めます。

②協働の機会の拡充

行政の各種の計画づくり事業の実施に際して、パブリックコメントの実施などで町民と情報を共有すると共に、協働で進める機会を拡充します。

(2) 町民活動についての情報提供

①町民との情報共有

誰もが自主的な活動に参加しやすくするために、ボランティアの募集や団体の活動情報などについて町民への情報提供を充実します。また、町民から活動などについての情報を行政に提供するように促します。

②活動団体への情報提供

NPO法人などの各種機関や事業所が行う自主的活動への支援の情報や、各種の講座・研修、団体の活動情報を提供します。

【基本計画】第6章 共に考え行動するまちづくり

第2節 地域コミュニティ

●施策が目指す将来の川辺町

- 地縁組織が連携して、地域での問題を主体的に解決する力が高まっています。
- 地縁組織と町民活動団体や事業所が連携して、様々な活動に取り組んでいます。

●現状と課題

- 本町における自治会加入率は約 78.32%（平成 25 年 11 月現在）で都市部と比べて高いものの、他市町村からの転入者や住民意識の変化により、自治会非加入者が増加しています。
- 自治会の役員や、活動の中心となっている町民の高齢化が進んでおり、活動の担い手の確保が課題です。
- 自治会などのコミュニティは防災、防犯をはじめとした地域課題を地域で解決することが必要です。また、自治会のみでは対応できない新たな課題に対しては、自主防災組織や子ども会、福寿会などの活動を促すことや、コミュニティにおける地縁組織、町民活動団体、企業との連携を促すことが必要です。
- 自治会活動の強化を図るためには、活動拠点となり地域防災の拠点ともなる集会施設の整備が必要です。
- 町民の価値観の変化や成熟社会化に伴い地域における問題も多様になっています。町民が求める地域づくりを進めるためには、町民が合意形成して地域が主体となり行動すると共に、地域と行政との協働がますます重要な課題となります。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成 26) 年度	2019 年(平成 31) 年度	2024(平成 36) 年度
自治会加入率 (%)	78.0%	80.0%	83.0%
自治会や地域活動に積極的に 参加している人の割合 (%) * 住民意識調査	43.2%	50.0%	60.0%

●主要施策

（１）地域自治力の強化

①地域自治のあり方の検討

高齢社会をみんなで助け合い、良好な地域を持続することができるようにコミュニティ意識の啓発と地縁組織の連携を強化すると共に、まとまった地域での組織づくりや補助金交付のあり方の見直しなど、新たな地域自治のしくみを検討します。

②自治会の組織力の強化

自治会における事務機能の強化と事務の遂行を支援すると共に、自立的な組織運営を促します。

（２）地域と行政との情報の共有

①まちづくり座談会の開催

自治会と行政との情報の共有と、協働によるまちづくりを進めるために、区長会やまちづくり座談会などの機会を充実します。

●関連施策

（１）自治会活動の支援

①自治会への加入の促進

行政の窓口における転入者への啓発、共同住宅の建設・管理者などへの啓発を進め、町民の自治会への加入を促します。

②集会施設の充実

自治会活動の拠点である地区集会施設の整備を支援します。

（２）地縁組織と町民の活動団体との連携

①地縁組織と町民の活動団体との連携

多様な地域課題に対して、地域自らの解決力を高めるために、自治会・地縁組織と町内外の団体や事業所との連携の強化を図ります。

【基本計画】第6章 共に考え行動するまちづくり

第3節 プロモーションと広報広聴

●施策が目指す将来の川辺町

- 多様なメディアや町民からの情報発信により、川辺町の良いイメージが広く伝わっています。
- 川辺町の良いイメージと共に、婚活の支援により定住する人や人口が増えています。
- 町民が町行政に関心を高めており、積極的に意見や要望が行政に届けられています。

●現状と課題

- 情報化社会であることを生かして、町民に対する広報広聴はもちろんのこと、町外にも広く川辺町の良さを情報発信すると共に、川辺町としての地域ブランドを創出して、町の活性化を図ることが課題です。
- 川辺町に若者が住み続けるためには、川辺町の良いイメージの形成と共に、子育て支援の推進のみならず、若者が結婚して幸せな家庭を築くために婚活を支援する必要があります。
- 広報活動は、広報誌の発行のほか、ホームページなどを通じて情報提供を行っています。
- 広報誌の届かない事業所や自治会非加入世帯があります。広報誌の配布の工夫や、多彩な媒体の活用や情報内容の充実により、町民の行政への関心を高めることが課題です。
- 広聴活動は、「町長への手紙」や「パブリックコメント」などにより、町行政に対する意見や要望の把握に努めてきました。町民に直接意見を聞くために、ホームページ、アンケート調査など、多彩な方法を採用することも必要です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
町ホームページへのアクセス数(月平均)	9,000	11,000	13,500
ダム湖は川辺町のシンボルになっているという人の割合(%) * 住民意識調査	57.8%	60%	65%
住民の意見の把握(広聴)や広報の満足度(%) * 住民意識調査	48.1%	50%	55%

●主要施策

（１）川辺町のプロモーションの推進

①川辺町のブランドづくりとプロモーションの推進

まちの良好なイメージの素材について掘り起こし、川辺町としての地域ブランドを創出します。さらに、様々なメディアの活用や町民一人ひとりの参画により、町外に対して川辺町の情報発信を強化して、人口の流入、物産販売、企業誘致、来訪者の増加などを図るプロモーションを進めます。

（２）川辺町のPRと婚活の支援

①川辺町のPRと婚活の支援

若者が家族をつくり子どもを産み育てて地域の持続性を高めるために、川辺町の良さをPRしながら婚活についての活動の支援を図ります。

●関連施策

（１）広報活動の充実

①親しみやすい広報誌

広報誌において、行政情報や生活情報、身近な地域の情報の提供の充実を図ると共に、町民の声を反映した親しみやすい広報誌を発行します。また、事業所や自治会非加入世帯に対して、広報誌を配布します。

②ホームページ、SNSの活用

町ホームページによる広報活動の充実を図ると共に、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）を活用して、情報提供の迅速化を図ります。

③既存の媒体の活用

防災行政無線やケーブルテレビなど、それぞれの媒体の特色を生かして、町民への情報提供を充実します。

（２）広聴活動の充実

①町民の声の把握

「町長への手紙」や「パブリックコメント」をはじめとした広聴機会の拡充と共に、町ホームページの活用や意識調査などの実施により、町民の声が町行政へ届きやすくします。

②町民への説明責任の遂行

町民への説明責任を果たすために、町民からの要望に応じてテーマ別の懇談会や説明会を開催します。

【基本計画】第6章 共に考え行動するまちづくり

第4節 人権・男女共同参画・多文化共生

●施策が目指す将来の川辺町

- だれもが、平等で人権が尊重された明るく住みよいまちづくりが進んでいます。
- 家庭、地域、職場において、ワークライフバランスをとりながら、みんなが生き生きと生活しています。

●現状と課題

- 性別や年齢、国籍などにかかわらず、すべての人々の人権が尊重されることは、明るい地域社会を築く上で重要です。
- 本町では、人権尊重の意識を高めるために、人権教育や人権擁護委員による相談会、講演会、研修などの開催のほか、パンフレットの配布など、多様な方法で啓発を行っています。
- 本町においては深刻な人権問題や相談は多くはありませんが、近年では、いじめや虐待、暴力、高齢者、障がい者の人権侵害、インターネットでの個人の中傷、あるいは、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの深刻な人権侵害が社会問題となっています。このため、これらの問題の防止と問題が発生した際の的確な対応が必要です。
- 男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野において参画することが求められています。
- 国の男女共同参画社会基本法等に基づく取り組みを多様な主体が進めていますが、性別に対する固定観念や慣習などは人々の意識の中に根強く残っています。このため、男女がそれぞれの能力を十分に発揮でき、自らの意思によって生き方を自由に選択し、共に社会を築くことができるように、家庭、地域、事業所などにおいて意識啓発と行動を進めることが課題です。
- 本町に在住している外国人は約 150 人（平成 25 年）です。経済情勢によって変動がありますが、可茂地域においては人口に占める外国籍住民の割合が高く、地域住民との相互理解の推進が課題です。
- 地域生活において、生活習慣や文化、価値観の違いからトラブルが生じないように、お互いの人権を尊重することや地域社会を共に築くことが必要です。
- 小・中学校においては英語指導助手を活用してきましたが、これまで以上に子どもや町民の国際感覚を養うための環境づくりが求められています。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
各種委員の女性の割合(%) * 町が主催する主要な審議会、委員会	18.0%	20.0%	25.0%
男女が尊重し合うように心がけている人の割合(%) * 住民意識調査	41.3%	45.0%	50.0%

●主要施策

(1) DVや児童虐待の防止

①DVや児童虐待の防止

ドメスティック・バイオレンスや児童虐待などについては関係機関と連携して防止を強化すると共に、事案が発生した場合には迅速に対応します。

(2) ワークライフバランスの促進

①家庭、地域、職場におけるワークライフバランスの促進

女性の社会参画のために活動する団体を育成・支援していくと共に、女性が働きやすい環境づくりや、家庭における育児・介護等への社会的支援・地域における支援、育児休業などに対する社会的理解を高めるなど、ワークライフバランスの推進を事業所や家庭に促します。

●関連施策

(1) 人権の尊重

①人権推進の指針の策定

すべての人々の人権が尊重される明るい地域社会を築くために、人権教育・啓発の基本となる指針の策定に努めます。

②人権尊重の推進

学校や地域社会など様々な機会における人権教育を一層充実し、人権が尊重された明るく住みよいまちづくりを進めます。

③人権相談の充実

人権問題に対する啓発活動や、人権擁護委員などの専門家による相談活動の充実に努めると共に、関係機関と連携しながら町民が相談しやすい環境を整えます。

(2) 男女共同参画社会の形成

①男女共同参画推進の行動指針の明確化

男女共同参画社会の実現を目指すため、具体的施策の推進行動計画の策定に努めます。また、行政の率先行動として、行政の各種委員会や審議会等の女性の登用を拡大します。

②男女共同参画の啓発の充実

男女共同参画に関する学習機会や情報の提供、相談窓口の充実を進めると共に、家庭、学校、地域における、幅広い年齢層における男女平等意識の啓発を強化します。

(3) 多文化共生の推進

①外国人の啓発

外国人に生活情報をわかりやすく伝えることに努めるほか、関係機関と連携して、外国人の相談機能を充実します。また、外国人に対して日本の生活習慣や文化の理解、日本語習得を促します。

②外国人と共生するまちづくり

日本人と外国人とがお互いの人権を尊重し、異文化への理解を深められるような交流を促します。また、町民、団体、事業所等によるスポーツ、文化などを通じた国際交流活動を促します。

③外国人の子どもの教育支援

学校教育における外国人児童生徒や帰国児童生徒に対し、県教育委員会と連携を図りながら、必要に応じ通訳や加配教員を配置します。

④国際理解教育の推進

学校教育において、外国人による英語指導助手などの活用を図り国際化教育を推進します。また、生涯学習においては外国文化の認識を深めるための講座を開設するなど、国際理解教育の充実を図ります。

【基本計画】第6章 共に考え行動するまちづくり

第5節 行政運営

●施策が目指す将来の川辺町

- 町民に必要な各種の行政サービスが、より分かりやすく便利に利用されています。
- 行政改革や協働のまちづくりなどが進み、町民から行政や職員への信頼性が高まっています。

●現状と課題

- 地方自治体は、自らの判断と責任によって地域にふさわしい公共サービスを提供しなければなりません。地方分権の進展や行財政事情が厳しい時代の今、町民や団体と協働して、お互いがサービスの担い手としての役割を果たすことが求められます。
- 町民への窓口サービスは、各種証明書の広域相互交付を可茂地域内で実施し、また、毎週水曜日には19時までの延長業務を行っています。近年、各地の自治体では、住民がより便利にサービスの提供が受けられるよう様々な取り組みが行われています。
- 人口減少などの進行に対応するために、本町では簡素で効率的な行政システムを目指して行政改革を進めてきました。また、新たな行政課題や多様化、高度化する町民ニーズに対応するため、組織・機構を見直してきましたが、今後も時代に合わせ、柔軟に充実する必要があります。
- 質の高い行政運営を行うためには、職員が自己研さんして能力を高めることや、高い倫理観を持って業務を行い、町民からの信頼性を高めていくことが必要です。同時に、組織としても人材育成を図ることや、職員が業務を遂行するに際して必要な制度等の制定やプロジェクトチーム方式、職員提案制度などのしくみを強化することが課題です。
- 行政運営は、説明責任を一層果たすと共にコンプライアンスを確立することと、積極的な行政情報の提供により、町民と行政が協働してまちづくりを進めることが課題です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
研修参加比率(%)	56%	60%	65%
情報公開・住民に開かれた行政への取り組みについての満足度(%) * 住民意識調査	42.7%	45%	50%

●主要施策

（１）行政改革の推進

①行政改革の推進

行政改革大綱の推進と見直しを図り、より簡素で効率的な行政システムの確立を目指します。

●関連施策

（１）時代に即した行政運営

①計画的・効率的な行政運営の推進

分権型社会の実現を目指し、増大する行政ニーズに対して柔軟かつ計画的に行政運営を行います。
また、効率的な行政運営のため、指定管理者制度など民間活力の活用を図ります。

②町民のニーズに対応したまちづくりの推進

自治会や町民のグループなど、地域住民との協働により、行政と地域、地域と地域が互いに協力して、より町民ニーズに対応したまちづくりを進めます。

（２）組織と職員配置の適正化

①組織・機構の適正化

新たな行政課題や、多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、時代に即した組織編成を図ります。また、重要・緊急課題には迅速・柔軟に対応できる組織づくりを進めます。定員管理については、定員適正化計画等に基づき、より適正に進めます。

②人事管理の適正化と人材育成

人材育成基本方針等に基づき、効果的な研修への積極的な参加を促し、高い倫理感と能力を持った職員を育成します。また、職員の能力等を適正に評価し、人事や給与等の処遇に結び付けて職員のやる気を引き出し、質の高い行政サービスを提供します。

③庁内コンプライアンス体制の確立

職員が適正に職務を遂行するため、職員倫理とコンプライアンスの徹底を全庁的に進め、違法・不当な職務執行を早期に発見して是正できる体制を充実します。また、職員の公正な職務の遂行を確保するため、不当要求行為等には厳正な態度で組織的に対処します。

（３）開かれた市政の推進

①町民との情報の共有

情報公開制度の適切な運用に努めると共に、町広報誌やホームページなどを通じ、行政情報を積極的に提供します。

②個人情報の保護

町民の個人情報の取り扱いを適正に行うと共に、個人情報保護条例に基づき、適正に個人情報を保護します。

【基本計画】第6章 共に考え行動するまちづくり

第6節 財政運営

●施策が目指す将来の川辺町

- 中・長期的な財政見通しのもとに、優先度、緊急性に基づいた事業が安定的な財源により計画的・効率的に実施され町民の信頼性が高まっています。

●現状と課題

- 社会保障のニーズの増加等により行政需要はますます高まることが見込まれ、また、不安定な経済情勢や地方財政制度の改革などに伴い、町の財政状況はますます厳しくなることが予想されます。
- これまでも行政改革を推進し、健全財政の維持に努めてきましたが、限られた財源を効果的に活用していくために、経常経費の節減と共に財源の有効な配分が必要です。
- 国・県等の補助金、地方交付税等の依存財源にあつては、その動向に注視しながら積極的な確保に努めなくてはなりません。また、町税は一層の納税意識の高揚と収納率（99.2%。平成24年度平均（国保除く））の向上を進めることと、各種の料金については受益者負担の適正化の観点から常に見直しを図っていく必要があります。
- 今後も大幅な税収増は期待できない中で、将来に向かって健全財政を維持していくためには、中・長期的な財政見通しに立って計画的な財政運営に努める必要があります。
- 財政事情について町民の理解を深めながら、財源の有効活用を一層進めることや、既存の公共施設等のアセットマネジメントへの取り組みや、今後整備する施設についてはライフサイクルコストを試算するなど、将来負担も検討することが課題です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
※実質公債費比率（%）	10.8%	10.0%	8.0%
※将来負担比率（%）	22.1%	40.0%	20.0%
町税等の収納率（%） 現年課税分	99.2%	99.3%	99.3%

●主要施策

（１）財源確保の強化

①自主財源の確保

人口の減少が避けられない中、自主財源の確保のために、企業誘致などの産業活性化や転出の抑制や、出生率の向上を支援します。

（２）納税意識の高揚と町のPR

①原動機付自転車の新課税標識の導入

ボート王国「川辺町」を町内外にPRすると共に、郷土愛を育み、地域の活性化を図るため、独自の課税標識（ナンバープレート）の導入を図ります。

（３）社会基盤の有効活用

①ストックの有効活用と総合的なマネジメント

公共施設等のストックの有効活用を図ると共に、社会基盤全体の維持のための財政負担を予測して、総合的なマネジメントを図ります。

●関連施策

（１）財源の有効活用

①財源の重点配分

施策のスクラップアンドビルドを進め、財源を新規事業に充てるなど、重点的な財源配分に努めます。

②財源の有効活用

経常経費の削減を進めると共に、民間活力の導入など、コスト意識を徹底した財政運営を強化します。

（２）財源の安定確保

①効果的な財源確保

国・県等の補助金、地方交付税等はその動向を注視しながら、積極的な確保に努めます。また、町債については、償還費に対する国の財源措置等を考慮し、将来の財政負担を予測しながら活用を図ります。

②税等の確保

町税については、適正かつ公平な賦課徴収に努めると共に、一層の納税意識の高揚と収納率の向上に取り組みます。また、使用料、手数料などの各種の料金については、受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを図ります。

（３）計画的な財政運営

①健全財政の維持

将来に向かって健全財政を維持していくために、中・長期的な財政見通しを策定し、事業の優先度、緊急性を考慮しながら健全財政の維持に努めます。大規模事業等については、特定目的基金を設置するなど、計画的な財源確保を図ります。

（４）透明性の確保

①財政状況の分析と公開

一般会計と特別会計等を含めた連結決算やバランスシートの作成など、財政健全化法に基づく、財政指標、新地方公会計制度に基づく財務諸表により、財政状況の把握に努めます。また、町の財政状況については、町広報誌やホームページを通じて町民に分かりやすく公開します。

※：実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

※：将来負担比率

公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。350%以上で早期健全化団体となる。

【基本計画】第6章 共に考え行動するまちづくり

第7節 定住自立圏・広域行政

●施策が目指す将来の川辺町

- 定住自立圏や一部事務組合などの広域行政が進み、質の高い行政サービスを町民が受けています。

●現状と課題

- 可茂地域においては、中濃地方拠点都市地域の計画に基づいて、公園文化をテーマとして広域的な見地から魅力あるまちづくりを進めてきました。しかしながら、その財源が不足してくるため、取り組みの継続が課題となっています。
- 美濃加茂市を中心市とする定住自立圏構想「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に本町も参加し、多様な行政サービスを共同で取り組み成果を上げてきています。
- 一部事務組合については、可茂地域において衛生施設利用組合や消防事務組合などを設置し、事務の共同処理を行っています。また、後期高齢者医療に対応するために、「岐阜県後期高齢者医療広域連合」が共同して保険業務を行っています。
- 今後も新たな行政課題に対処するために、広域行政を充実することや、近隣市町村と連携を図り効率の良い行政サービスを推進することが課題です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
住み続ける人の割合(%) * 住民意識調査(ずっと住み続ける・できれば住み続けたい)	81.3%	83.0%	85.0%

●主要施策

(1) 定住自立圏構想の推進

①みのかも定住自立圏共生ビジョンの推進

「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、川辺町を含めた周辺町村や民間企業と連携し地域の活性化を図ります。

●関連施策

(1) 広域行政の推進

①事務の広域化の推進

新たな行政課題が発生した時は、事務・事業の広域化について近隣市町と共に検討を進めます。